

県民活動支援事業助成金交付要綱

(平成23年4月1日制定)

(助成金の交付目的)

第1条 地域における県民活動（ボランティア活動）は、まちづくりや福祉など公益的な幅広い分野において大きな役割を担っている。

一般財団法人山口県巖島会が設ける県民活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）は、こうした県民活動団体（ボランティア活動団体）の自主的・主体的な活動を支援することにより地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「県民活動団体」とは、山口県内において組織的かつ継続的に県民活動（ボランティア活動）を行うことを主たる目的とする団体とする。

(助成対象団体)

第3条 助成金の対象団体とは、新たに県民活動（ボランティア活動）を行う立ち上げの団体であって、継続的に活動を行う計画のある団体とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象事業（以下「助成対象事業」という。）は、前条に規定する県民活動団体が実施する県民活動（ボランティア活動）とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当財団の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）に実施される助成対象事業に係る経費のうち、当該事業を適切に実施するために必要と理事長が認める経費とする。

(助成率)

第6条 助成率は、助成対象経費の2分の1とする。

(助成期間及び助成額)

第7条 助成期間は、連続する2か年度以内とする。ただし、会計年度ごとに、次条以下に規定する交付申請を要する。

2 助成額は、助成期間の1年目は10万円、2年目は5万円をそれぞれ上限とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとするときは、県民活動支援事業助成金交付申請書（様式1）（以下「交付申請書」という。）を、当該会計年度の6月30日までに、理事長に提出しなければならない。ただし、当提出期限の経過後に当財団が助成金の追加募集を行うときは、その提出期限は理事長がそのつど指定するものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県民活動団体の概要書（様式2）
- (2) 「役員名簿」及び「組織の運営に関する規則、会則等」
- (3) 事業計画書（様式3）
- (4) 事業収支予算書（様式4）

（助成金の交付決定）

第9条 理事長は、交付申請書の提出があったときは、理事会でその内容を審査の上、適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、「県民活動支援事業助成金交付決定通知書（様式5）」により、申請団体に通知するものとする。

（事業計画の変更等の届出）

第10条 県民活動団体は、助成事業の内容及び経費の変更をしようとするとき、あるいは事業を中止（廃止）しようとするときは、速やかに「県民活動支援事業計画変更等届出書（様式6）」を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 県民活動団体は、助成事業が完了したときは、その日から2か月以内に、「県民活動支援事業実績報告書（様式7）」を理事長に提出しなければならない。

（助成金の請求）

第12条 県民活動団体は、助成金の支払いを受けようとするときは、「県民活動支援事業助成金請求書（様式8）」を理事長に提出しなければならない。

（助成金の経理等）

第13条 県民活動団体は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第14条 理事長は、県民活動団体が次の各号の一に該当するときは、交付が決定した助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (3) 申請、報告に虚偽の事項及び大きな差異が認められたとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式1

年 月 日

一般財団法人 山口県巖島会
理事長 様

住 所 〒

団体名

代表者職氏名



年度 県民活動支援事業助成金交付申請書

県民活動支援事業助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 県民活動団体の概要書（様式2）
- 2 「役員名簿」及び「組織の運営に関する規則、会則等」
別添のとおり
- 3 事業計画書（様式3）
- 4 事業収支予算書（様式4）
- 5 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額
 - (1) 助成事業に要する経費 円
 - (2) 助成対象となる経費 円
 - (3) 助成金交付申請額 円

様式2

県民活動団体の概要書

団 体 名		
代表者 職 氏 名		(フリガナ:)
団 体 所 在 地		〒
事務 担当 者 連 絡 先	氏 名	(フリガナ:)
	住 所	〒
	電話・F A X	(電話) (F A X)
	E-mail	
設 立 年 月 日		
団 体 の 目 的		
会 員		名 (個人会員: 名 団体会員: 団体)
主 な 活 動 地 域		
今 後 2 年 間 の 活 動 計 画		(今年度) (来年度)

事業計画書

(1) 事業の名称
(2) 事業の目的
(3) 事業内容及び実施方法
(4) 事業を行う理由及び期待される効果
(5) 推進体制
(6) 実施期間 (開始) 年 月 日～ (終了) 年 月 日

様式4

事業収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
巖島会助成金		
他団体助成金		
自己資金等		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	助成事業に係るすべての経費	助成対象となる経費	左の積算内訳
謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借料			
その他の経費			
合計			

様式 5

年 月 日

団体名
代表者 様

一般財団法人 山口県巖島会

理事長



年度 県民活動支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました助成金については、県民活動支援事業助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成事業名 :

2 助成金交付決定額 円

年 月 日

一般財団法人 山口県巖島会
理事長 様

住 所 〒

団体名

代表者職氏名



年度 県民活動支援事業計画変更等届出書

年 月 日付で交付申請しました事業について、下記のとおり事業を変更(中止・廃止)することとなりましたので、県民活動支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、届出します。

記

- 1 助成事業名

- 2 変更(中止・廃止)の理由

- 3 助成金返還の時期及び方法等

様式7

年 月 日

一般財団法人 山口県巖島会
理事長 様

住 所 〒

団体名

代表者職氏名



年度 県民活動支援事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた事業について、下記のとおり完了しましたので、県民活動支援事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、実績報告書を提出します。

記

- 1 助成事業名

- 2 事業実績報告書 別紙のとおり

- 3 交付決定額 円

事業収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	決算額	備考
巖島会助成金		
他団体助成金		
自己資金等		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	助成事業に係るすべての経費	助成対象となる経費	左の積算内訳
謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借料			
その他の経費			
合計			

年 月 日

一般財団法人 山口県巖島会
理事長 様

住 所 〒

団体名

代表者職氏名



年度 県民活動支援事業助成金請求書

年 月 日付けで交付決定を受けたこのことについて、県民活動支援事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求しますので、助成金の支給方
よろしくをお願いします。

記

1 助成事業名

2 請求金額 円

3 助成金送金先

※記載例：〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義 〇〇〇〇 等